

刈払機取扱作業者安全衛生教育 の開催について

一般社団法人白河労働基準協会

近年、刈払機は、林業のみならず、建設工事現場・造園業や農業、ゴルフ場における作業及び工場敷地内の除草作業など様々な作業において幅広く使用されておりますが、刈払機を使用した作業は立ち姿勢や歩行、機械の運搬等を伴うものであり、重労働で、労働災害の発生率の高い作業のひとつとなっております。特に下刈り作業においては、転倒・刈刃に接触した災害が多く発生し、死亡災害に至る場合もあります。そこで、その取扱方法、作業方法、管理方法について一貫した安全衛生教育の実施が求められていることから、このたび、すべての業種を対象とし、特別教育に準じた教育である標記教育を、当協会にて開催いたしますので、貴事業場における対象者について、この機会に受講されますようご案内いたします。

記

- 1. 日 時** 平成 30 年 5 月 22 日 (火) 9:20~17:00
※開講前に修了証用の写真撮影がありますのでお早めにおいで下さい。
- 2. 会 場** 白河市産業プラザ人材育成センター 他 (白河市中田 140 TEL 0248-22-3512)
- 3. 受講料** 会 員 9,180 円 (内訳: 受講料 6,480 円 (税込) / 送料代 2,700 円 (税込))
非会員 11,340 円 (内訳: 受講料 8,640 円 (税込) / 送料代 2,700 円 (税込))
- 4. 申込方法** 裏面申込書に必要事項をご記入の上、受講料を添えて、5月15日(火)必着にて協会事務局までお申込下さい。
(一社)白河労働基準協会
〒961-0074 白河市郭内 1-125
TEL 0248-24-0961
FAX 0248-24-0950
銀行振込をご利用のときは、申込書を FAX で送信し、上記締切日までに下記口座宛にお振込みください。振込手数料は貴社にてご負担下さい。
《 銀行口座 》 東邦銀行白河支店 普通 390240
一般社団法人 白河労働基準協会
- 5. 定 員** 60 名 ただし、締切日前でも定員に達し次第締め切ります。
- 6. その 他**
 - ①受講取消の場合、申込締切日までに連絡が無いときは、受講料の払い戻しはいたしません。
 - ②遅刻、早退、一時退出者には、修了証は交付いたしません。
 - ③実技講習を行ないますので、刈払作業に適した服装をお願いいたします。
(作業服・保安帽・安全靴・防じん眼鏡 (ゴーグル) 等)
 - ④その他、ご不明の点は、協会事務局までお問い合わせ下さい。

刈払機取扱作業者安全衛生教育 カリキュラム

時 間	講習科目
9:30 ~ 15:30	刈払機に関する知識
	刈払機を使用する作業に関する知識
	刈払機の点検及び整備に関する知識
	振動障害及びその予防に関する知識
	関係法令
15:30 ~ 17:00	実技講習

刈払機取扱作業者安全衛生教育 受講申込書

(平成30年5月22日実施分)

氏 名 <small>ふりがな</small>	生年月日	住 所
	昭・平 年 月 日	〒 _____
	昭・平 年 月 日	〒 _____
	昭・平 年 月 日	〒 _____

上記のとおり _____ 名分に 受講料 _____ 円を添えて申込みます。

平成 年 月 日

郵便番号

所 在 地

事業場名

代表者名

T E L

F A X

担当者名

(一社) 白河労働基準協会長 殿

★下記につき該当する項目に○を付けてください。

受講料 : 直接持参 (月 日 予定) ・ 郵送 ・ 銀行振込 (月 日 済・予定)
--

【個人情報について】 ご記入の個人情報については、当教育講習以外の目的では使用いたしません。